

拠出型企業年金保険

年金のしおり

年金証書とあわせて
大切に保管してください

 明治安田

目 次

よく使われる年金用語～「年金のしおり」をお読みいただくにあたって～	2
年金カレンダー～年金受給中のお手続きや当社からの送付物について～	4
※証書番号が「02」ではじまる年金と「03」ではじまる年金とは参考するページが異なります。	
1. 年金証書	8
●年金証書に記載されている内容についての説明	
2. 年金のお支払い	10
●年金のお支払方法についての説明	
●ご生存の確認（現況届）についての説明	
3. 年金と税金	13
●年金支払開始後の税金の取扱いについての説明	
4. 確定申告	14
●確定申告や当社が発行する年金支払証明書についての説明	
5. 諸変更手続き	17
●住所が変わった場合、送金先を変更（金融機関の合併、支店の統廃合等も含む）する場合、改姓、改名された場合のお手続き等についての説明	
6. 請求手続き	21
●年金受給者が残りの年金を一時金としてお受取りになる場合や、年金受給中にお亡くなりになった場合のお手続き等についての説明	
7. 個人番号（マイナンバー）申告について	30
8. 『第二連絡先』登録・変更時のお願い	32
9. 必ずお読みください	34
10. よくあるお問い合わせ	36
●お問い合わせの多い事項について（Q&A）	
11. 各地の国税局	40
12. 個人情報のお取扱いについて	41
13. 書類送付先住所（送付シート）	42
14. お手続きに必要な書類	43
●各種お手続きにお使いください	

＜お問い合わせ先＞

明治安田 コミュニケーションセンター 0120-555-282

（土・日・祝日、年末年始を除く9:00～17:00）

お電話をいただく前に年金の証書番号をご準備ください。

年金の証書番号がわからない場合は、団体番号、被保険者番号をご準備ください。

耳や言葉がご不自由なお客さまは、FAXによるお問い合わせも承っております。FAX番号（0120-161-626）に、年金の証書番号、お名前、ご連絡先、お問い合わせ内容等を明記のうえお送りください。

（土・日・祝日、年末年始は翌営業日以降の対応となります）

よく使われる年金用語 ~「年金のしおり」をお読みいただくにあたって~

年金の支払開始にあたり、よく使われる年金用語について説明します。

【年金の受給】

年金を受け取ることを年金の受給といいます。

【年金受給者】

年金を受け取る方を年金受給者といいます。

【年金継続受取人】

年金受給者がお亡くなりになった場合に、残余保証期間内の年金を継続して受け取る方を年金継続受取人といいます。

なお、残余保証期間内の年金は年金で受け取る代わりに一時金で受け取ることもできます。

【配当金】

配当金は、生命保険会社が保険料を算出する際に設定した予定率と実際との差によって生じた剩余金から分配されます。

【増加年金】

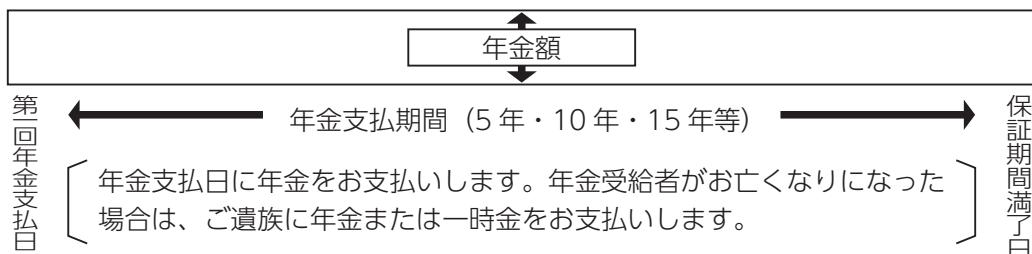
第一回年金支払日以降に配当金のお支払いがあった場合、年金額が増加することがあります。この増加した年金を増加年金といいます。

【保証期間】

保証期間とは、生命保険会社が契約において責任を負う期間（保証がなされる期間）のことです。確定年金・保証期間付終身年金とも、この期間内にお亡くなりになった場合は、支払いの対象となり、お亡くなりになった後の保証期間を残余保証期間といいます。

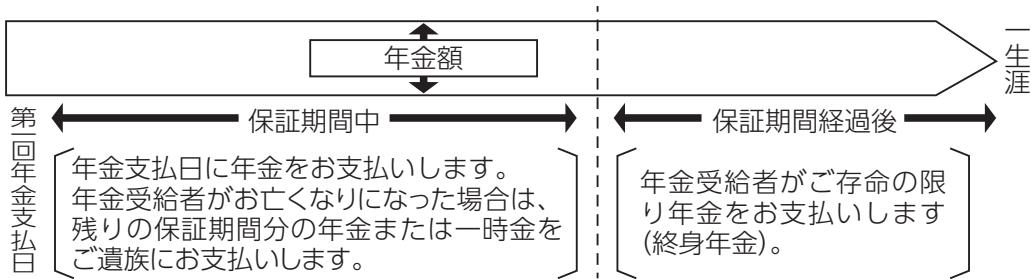
【確定年金】

- 支払期間・保証期間が同じ年金のことです。



【保証期間付終身年金】

- 支払期間が一生涯で、保証期間が設定されている年金のことです。



【定額型】

基本年金額が一定の年金です。

【遞増型】

定められた割合で、1年ごとに基本年金額が増加する年金です。

遞増期間や選択できる遞増率は契約により定められています。

【支払額二段階型】

あらかじめ定められた期間の年金額を厚くし、それ以降の年金額は定められた割合に応じて減額される年金です。

【配偶者特則付終身年金（夫婦連生終身年金）】

年金受給者がお亡くなりになった場合、配偶者に継続して年金をお支払いする終身年金です。
保証期間経過後に配偶者が受け取る年金額は定められた割合に応じて減額されます。9ページをご参考ください。

【年金の残余期間（残余保証期間）】

保証期間が満了するまでの期間を年金の残余期間といいます。

【年金証書】

お受取りになる年金の内容が記載されています。8ページ、9ページをご参考ください。

【年金受給者現況届（現況届）】

保証期間付終身年金を選択された場合で、保証期間経過後のご生存の確認手続きの際に、ご提出いただく書類です。12ページをご参考ください。

年金カレンダー ~年金受給中のお手続きや当社からの送付物について~

●次の年金を受給される場合を例にお手続きおよび当社からの送付物についてご説明します。

- ・年金種類・・・10年確定年金または10年保証期間付終身年金
- ・年金支払時期・・・年4回（3月、6月、9月、12月）のお支払い

年	月	イベント	当社からの送付物	参照ページ	
年金開始の年	3月	請求書類ご提出			
	4月				
	5月	年金設定日（当社手続日）	・年金証書 ・年金のしおり（この冊子） ・年金開始のお知らせ（年金額表） ・生命保険料控除証明書	P8・P9	
	6月	年金支払日（第一回年金支払日）	・年金支払いのお知らせ	P10・P11	
	7月				
	8月				
	9月	年金支払日	・年金支払いのお知らせ	P10・P11	
	10月				
	11月				
	12月	年金支払日	・年金支払いのお知らせ	P10・P11	
年金開始の年+1年	1月				
	2月				
	3月	年金支払日	確定申告	・年金支払証明書	P14・P15・P16
	4月				
	5月				
	6月	年金支払日（年金支払応当日）	・年金支払いのお知らせ	P10・P11	
年金開始の年+10年	1月				
	2月				
	3月	年金支払日	確定申告	・年金支払証明書	P14・P15・P16
	4月	現況届を当社に送付 (10年保証期間付終身年金をご選択の場合)		・年金支払いのお知らせ	P10・P11
	5月			・現況届	P12
	6月	年金支払日（年金支払応当日）		・年金支払いのお知らせ	P10・P11

※年金支払応当日

基準となる年金支払日のことです。第一回年金支払日が6月15日の場合、当該年金の年金支払応当日は6月15日となります。なお、この年金の第一回年金支払日はご加入の契約により定められています。また、年金の種類によっては、年金額が変更される基準の日となります。

ご契約により、内容が異なる場合があります。
詳細はこの「年金のしおり」とあわせて「年金証書」をご確認ください。

解説

メモ

- ・3月支払満了で3月末退職の方が、所属する団体において3月に請求書類をご提出いただいた場合を想定しています。

- ・ご契約によって当社からの送付物が異なる場合があります。
- ・「生命保険料控除証明書」は、年金開始の年に保険料の払込みがある場合、年金設定後に登録住所あてに郵送します。年末調整または確定申告の際にご使用ください。

- ・【6・7・8月(3ヵ月分)】の年金をまとめて6月にお支払いします。
- ・年金のお支払日はご加入の拠出型企業年金保険契約ごとに定められています。
原則、「年金証書」の「年金支払期日」記載の日(年4回)です。

- ・【9・10・11月(3ヵ月分)】の年金を9月にお支払いします。

- ・【12・1・2月(3ヵ月分)】の年金を12月にお支払いします。

- ・確定申告の際にご使用ください。

- ・【3・4・5月(3ヵ月分)】の年金を3月にお支払いします。

- ・配当金があった場合は年金支払応当日以降にお支払いする年金に増加年金が上乗せされることがあります。
- ・年金の型が「遞増型」の場合、毎年の年金支払応当日を基準に契約に定められた「率・期間」に基づき年金額が増加します。

- ・確定申告の際にご使用ください。

- ・【3・4・5月(3ヵ月分)】の年金を3月にお支払いします。
- ・年金種類が「10年確定年金」の場合、今回のお支払いをもって年金が終了します。
年金が終了することを「年金支払いのお知らせ」の「ご通信欄」に記載します。

- ・確定年金をご選択の場合は対象外です。
- ・保証期間付終身年金をご選択の場合、保証期間経過後の年金をお支払いするため、毎年「現況届」をご提出いただき、年金受給者のご生存の確認をいたしますので必ずご返送ください。

【10年確定年金をご選択の場合】

- ・年金のお支払いが終了しています。

【10年保証期間付終身年金をご選択の場合】

- ・保証期間経過後は年金受給者がご存命である限り、年金のお支払いを継続します。
- ・毎年「現況届」のご提出が必要です。期限内に「現況届」のご提出がない場合は、年金のお支払いをいったん停止します。

※証書番号が「03」ではじまる年金はこちらをご参照ください。

年金カレンダー ~年金受給中のお手続きや当社からの送付物について~

●次の年金を受給される場合を例にお手続きおよび当社からの送付物についてご説明します。

- ・年金種類・・・10年確定年金または10年保証期間付終身年金
- ・年金支払時期・・・年4回（3月、6月、9月、12月）のお支払い

年	月	イベント	当社からの送付物	参照ページ
年金開始の年	3月	請求書類ご提出 受給権取得（4月●日）	・年金証書 ・年金のしおり（この冊子） ・年金開始のお知らせ（年金額表） ・生命保険料控除証明書	P8・P9
	4月	年金設定日（当社手続日）		
	5月			
	6月	年金支払日（第一回年金支払日）	・年金支払いのお知らせ	P10・P11
	7月			
	8月			
	9月	年金支払日	・年金支払いのお知らせ	P10・P11
	10月			
	11月			
	12月	年金支払日	・年金支払いのお知らせ	P10・P11
年金開始の年+1年	1月			
	2月			
	3月	年金支払日	・年金支払証明書	P14・P15・P16
	4月			
	5月			
	6月	年金支払日（年金支払応当月）	・年金支払いのお知らせ	P10・P11
年金開始の年+10年	1月			
	2月			
	3月	年金支払日	・年金支払証明書	P14・P15・P16
	4月	現況届を当社に送付 (10年保証期間付終身年金をご選択の場合)	・年金支払いのお知らせ	P10・P11
	5月			
	6月	年金支払日（年金支払応当月）	・現況届	P12

※年金支払応当月

年金を受け取る権利を得た日（「受給権取得日」といい積立完了日または脱退日）の属する月の直後の支払月を年金支払応当月といいます。受給権取得日の属する月が4月で年金の支払期月が3、6、9、12月の場合、6月となります。

ご契約により、内容が異なる場合があります。
詳細はこの「年金のしおり」とあわせて「年金証書」をご確認ください。

解説

メモ

- ・4月支払満了で4月退職の方が、所属する団体において3月に請求書類をご提出いただいた場合を想定しています。
- ・年金のお支払いは受給権を取得された月の翌月以降に到来する年金支払応当月(この例では6月)からスタートします。

- ・ご契約によって当社からの送付物が異なる場合があります。
- ・「生命保険料控除証明書」は、年金開始の年に保険料の払込みがある場合、年金設定後に登録住所あてに郵送します。年末調整または確定申告の際にご使用ください。

- ・【4・5月(2カ月分)】の年金を6月にお支払いします。
※第一回年金支払日には、受給権を取得された月からお支払応当月の前月分までの年金をお支払いします。

- ・【6・7・8月(3カ月分)】の年金を9月にお支払いします。

- ・【9・10・11月(3カ月分)】の年金を12月にお支払いします。

- ・確定申告の際にご使用ください。

- ・【12・1・2月(3カ月分)】の年金を3月にお支払いします。

- ・【3・4・5月(3カ月分)】の年金を6月にお支払いします。

- ・確定申告の際にご使用ください。

- ・【12・1・2月(3カ月分)】の年金を3月にお支払いします。

- ・確定年金をご選択の場合は対象外です。
保証期間付終身年金をご選択の場合、保証期間経過後の年金をお支払いするために、毎年「現況届」を
ご提出いただき、年金受給者ご生存の確認をいたしますので必ずご返送ください。

【10年確定年金をご選択の場合】

- ・3月(1カ月分)の年金を6月にお支払いして終了となります。

【10年保証期間付終身年金をご選択の場合】

- ・引き続き年金受給者がご存命である限り、年金のお支払いを継続します。
毎年「現況届」のご提出が必要です。期限内に「現況届」のご提出がない場合は、年金のお支払いを
いったん停止します。

1 年金証書

年金証書には、お受取りになる年金の内容が記載されています。

年金証書見本

①

証書番号 0000000000

団体名
(契約者)

〇〇株式会社

団体番号 0000000000

被保険者番号 0000000000

被保険者 若葉太郎

年金受取人 若葉太郎

⑨ 年 金

保険種類 拠出型企業年金保険 繼続受取人

様
様

拠出型企業年金保険契約協定書に
定める順位の遺族

⑩

② 年 金 年 額

(年 金 月 額)

***** ***,*** 円

***** ***,*** 円)

③ 年金の種類

確 定 年 金

④ 支 払 期 間

10 年

(保証期間)

***** 年)

⑤ 年 金 の 型

定 額 型

⑥ 年金の支払方法

年 4 回払

毎年

3.6.9.12

月

⑦

* 年 1 月 1 日

⑧ 年金支払期日 (第一回年金支払日)

* 年 3 月 15 日

当社は団体(契約者)との間に締結した上記契約にもとづき年金を
お支払いいたします。

年 月 日 作成

注 意 事 項

年金開始手続き完了後の受取内容 (年金の種類、支払期間、年金の型) の
変更はできません。
お支払いの完了した年金の年金証書をご返送いただく必要はありません。
お客様にて廃棄ください。

- ①証書番号**…年金固有の番号です。今後、この証書番号によって年金の管理を行ないますので、連絡・照会等にはこの証書番号が必要です。
- ②年金年額**…1年間にお支払いする年金額です。これを基本年金額といい、後日、配当金のお支払いがあった場合は年金額が増加します。
- ③年金の種類**…次の2種類があります。詳細は2ページ、3ページをご参照ください。
- ア. 確定年金
 - イ. 保証期間付終身年金
- ④支払期間**…年金をお支払いする期間です。
- ⑤年金の型**…次の3種類があります。詳細は3ページをご参照ください。
- ア. 定額型
 - イ. 遅増型
 - ウ. 支払額二段階型
- イ. ウ. の場合、②の年金年額は初年度の年金年額になります。
詳細は同封の年金額表で確認してください。
- ⑥年金の支払方法**…②の年金年額の分割回数とお支払月です。
- ⑦年金設定日または受給権取得日**…証書番号が「02」ではじまる方は「年金設定日」が表示されます。
当社が年金を設定した日（手続日）です
証書番号が「03」ではじまる方は「受給権取得日」が表示されます。年金を受け取る権利を得られた日です。
- ⑧年金支払期日**…年金の第一回支払日です。以後、⑥の月の同日にお支払いします。
(土・日・祝日の場合は翌営業日。)
- ⑨年金継続受取人**…年金受給者がお亡くなりになった場合に残余保証期間内の年金を継続して受け取る方です。
- ⑩配偶者特則付終身年金 (夫婦連生終身年金)**…『配偶者特則付終身年金』をご選択の場合、「保険種類」の下段にその旨と、配偶者名・生年月日等を記載しております。年金開始後に婚姻関係を解消された場合や配偶者がお亡くなりになった場合は、契約内容の変更にあたるため、当社あてに連絡してください。

契約が複数の生命保険会社による共同取扱契約の場合には「引受会社一覧」欄に引受会社名と各社の引受年金額が表示されます。

2 年金のお支払い

年金支払期日（第一回年金支払日）から、ご指定の金融機関の口座へ送金いたします。

年金のお支払いについて

年金は、「年金証書」に記載の年金年額を、年金の支払方法に基づきお支払いします。年金年額を12分割した金額が、年金月額です。年金の支払方法が年4回の場合は、一度のお支払いは年金月額の3ヵ月分です^{※1}。

年金の支払開始後に、配当金があった場合は、増加年金として年金年額に加算され、お支払いする年金が増加する場合があります^{※2}。

当社での送金手続きにあわせて、お支払いの明細として、「年金支払いのお知らせ」をご登録の住所あてに郵送いたします。

※1 年金の支払方法が年4回の場合であっても、初回年金支払月数、最終年金支払月数が3ヵ月ではない場合があります。

※2 ご加入の契約によっては、配当金を増加年金以外の方法でお支払いする場合があります。

年金のお支払日について

年金のお支払日は、ご加入の拠出型企業年金保険契約ごとに定められています。「年金証書」に記載のとおりです。

年金のお支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日がお支払日です。

注 意 事 項

「年金支払いのお知らせ」について

- 郵便事情等により、お支払日当日までに届かないことがあります。なお、次回年金支払予定日は「年金支払いのお知らせ」に記載しておりますので、ご確認ください。
- 年金証書番号ごとの発送になりますので、同じ支払日でも到着日が異なることがあります。

「年金の着金時刻」について

- 年金の着金時刻はご指定の金融機関の都合により異なりますので、当社ではお答えできません。ご指定の金融機関へお問い合わせください。

年金支払いのお知らせの見本

年金支払いのお知らせ

若葉太郎様	
団体番号	0000000000
被保険者番号	0000000000
年金証書番号	0000000000
支払日 * * * * 年 * 月 * 日	

ご契約の年金について、記載のとおりご案内申しあげます。
※郵便事情によりお知らせの到着が遅れる場合がありますので、
ご了承ください。 * * * * 年 * 月 * 日作成
明治安田生命保険相互会社

団体名	○○株式会社
保険種類	拠出型企業年金保険
所得区分	雑所得（その他）

支払期月	年金支払額	源泉徴収税額	差引支払額		
①	② A	③ B	④ C = A - B		
年 月分～年 月分 * . 5 * . 7	円 279,486	円 14,533	円 264,953		

⑤	次回支払予定日	年	月	日	ご連絡
⑥	最終支払予定日	年	月	日	
送	金融機関名	メイヤス			
金	支店名	ホンテン			
	預金種目	普通	口座番号	1234****	
先	口座名義	ワカバタロウ			様

⑦	ご連絡
---	-----

①支払期月…表示されている期月分の年金月額を年金お支払日にまとめてお支払いします。(例では、*年の5・6・7月の3ヵ月分)

②年金支払額…源泉徴収前の年金額です。

③源泉徴収税額…課税対象額が年間25万円以上となる場合は、税法の規定によりあらかじめ源泉徴収により税金を控除します。(詳細は16ページの「年金支払証明書についてのご説明」をご参照ください。)

④差引支払額…源泉徴収後の、実際に年金受給者がお受取りになる金額です。

⑤次回支払予定日…次回の年金のお支払予定日です。

⑥最終支払予定日…最終のお支払予定日です。保証期間付終身年金の場合は、保証期間内の最終支払予定日を表示しています。

⑦ご連絡…年金支払いに関するご連絡事項がある場合に記載します。最終のお支払時、およびその前のお支払時には、その旨を記載します。

ご生存の確認（現況届）について

年金種類が保証期間付終身年金の場合、保証期間内は年金受給者の生死にかかわらず年金をお支払いし、保証期間経過後は、年金受給者がご存命である限り、お支払いを継続します。保証期間経過後の年金をお受取りいただくためには、ご生存していることが必要です。

該当の方には、当社から「現況確認手続きのご案内」を送付しますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

3 年金と税金

年金受給者(年金受取人本人)がお受取りになる「年金」または「年金に代えての一時金」、年金継続受取人(ご遺族)がお受取りになる「継続年金」または「継続年金に代えての一時金」には、次のように税金がかかります。

加入者(保険料負担者)がお受取りになる場合

受取方法	課税の区分 (所得区分)	内 容
年金で受け取る場合	所得税 (雑所得)	お受取りになる年金額からその額に対応する払込保険料相当額(必要経費)を差し引いたものが雑所得となり、他の所得と合算します。
年金受給中に一括で受け取る場合	所得税 (一時所得) もしくは 雑所得	確定年金の場合、この一時金からその額に対応する払込保険料相当額(必要経費)を控除したもの ^{※1} が税法上、一時所得となります。 ^{※2} 保証期間付終身年金の場合は、雑所得となります。

※1 他に一時所得の対象となる収入がある場合は合算した額。

※2 総所得金額を求める際は、他の一時所得と合算のうえ 50 万円(特別控除)を差し引き、さらにその 1/2 に相当する金額を他の所得と合算します。

なお、一時所得の確定申告につきましては、一括受け取りの際に当社より郵送する「年金支払いのお知らせ」をご利用ください。

相続等により年金継続受取人(ご遺族)がお受取りになる場合

受取方法	課税の区分 (所得区分)	内 容
年金受取人 死亡時に年 金で受け取る 場合	相続税	遺族年金を受け取る権利(年金受給権)に対して相続税が課税されます。
	所得税 (雑所得)	お受取りになる年金は所得税の課税部分と非課税部分に振り分けられ、課税部分の所得金額が雑所得となり、他の所得と合算します。
年金受取人死 亡時に一括で 受け取る場合	相続税	継続受取人が年金に代えて一時金をお受取りになる場合、その一時金に対して相続税が課税されます。
遺族年金受 給中に一括で 受け取る場合	所得税 (一時所得)	年金のお受取り開始後に、残りの年金に代えて一時金をお受取りになる場合は、一時所得となります。

今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わる場合があります。なお、個別の取扱いにつきましては、法令上、当社ではお答えできませんので、受取人様の住所地等の所轄税務署や税理士にご相談・ご確認ください。

4 確定申告

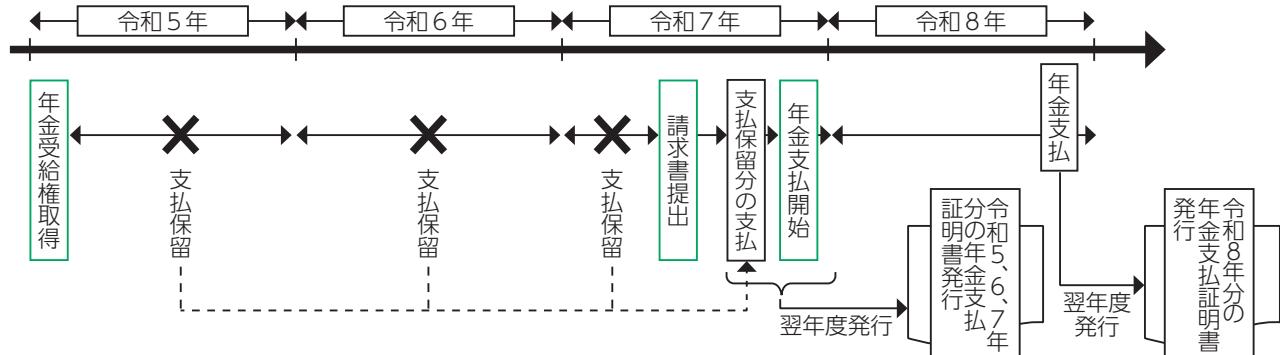
毎年の税額は確定申告によって確定します。確定申告をしてください。

- お受取りの年金は、年金額から必要経費を差し引いたものが雑所得となりますので、年末調整時に申告いただいても確定申告が必要となります。
年末調整時に収入金額等の報告が必要な場合は、年金額表と必要経費の計算方法(16ページ)、該当年度の年金支払金額をご確認のうえご報告ください。
なお、ご不明な点等ございましたら、上記問い合わせ先までご連絡ください。

年金支払証明書の発行

- 毎年、1月中旬ごろ、前年分の「年金支払証明書」を当社より郵送しますので、確定申告にご利用ください。(「年金支払証明書」については15~16ページを参照してください。)
- 年間の年金の受取総額が20万円を超える場合には、税法の規定に基づき、当社から所轄税務署あてに「支払調書」を提出します。なお、相続等により年金継続受取人(ご遺族)がお受取りになる年金は、受取総額にかかわらず、税法の規定に基づき、当社から所轄税務署あてに「支払調書」を提出します。
- 受給権が確定している年金について、その支払いが翌年以降に遅延した場合、各暦年ごとの年金支払証明書が同時に発行されます。

例 令和5年に年金受給権を取得したが、請求書提出遅延のため令和7年に年金支払開始



年金受給に伴う源泉徴収について

- 課税対象額^{※1}が年間25万円以上の場合には、税法の規定に基づきその10.21%を源泉徴収税額^{※1・2}として徴収することが義務づけられています。15~16ページで、年金支払証明書の見本とともに説明します。なお、相続等により年金継続受取人(ご遺族)がお受取りになる年金は、源泉徴収の対象外となります。
- 最終的な税額は確定申告によって決まりますので、確定申告を行なってください。

※1 課税対象額・源泉徴収税額については16ページを参照してください。

※2 2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間は、「所得税額(10%)」と「復興特別所得税(0.21%)」をあわせて源泉徴収します。

年金支払証明書の見本

確定申告にはこの証明書が必要となりますので、大切に保管ください。

年金支払証明書		()
項目	内容	
年金お受取人名 (個人名または事業所名)	若葉 太郎 様	
ご契約者名 (団体名)	○○株式会社 様	
被保険者名	若葉 太郎 様	
①年金の種類	確定年金 ④	
②年金の支払金額	1, 552, 332 円 ⑤	
配当金額	6, 800 円 ⑥	
③年金の支払金額に 対応する保険料 (必要経費)	1, 164, 249 円 ⑦	
④差引金額 (課税対象額)※	388, 083 円 ⑧	
⑤源泉徴収税額	39, 623 円 ⑨	
摘要 要	【年金証書番号：】	
支払者 所在地	東京都千代田区丸の内二丁目1-1	
名 称	明治安田生命保険相互会社	
作成日： 年 月 日		
⑥お知らせ	(相続等による年金をお受け取りの場合は) (相続時情報が記載されます。)	
•「お知らせ」欄に相続時情報が表示されている場合、「年金の支払金額に対応する保険料」および「差引金額」に表示されている金額は確定申告に使用できません。詳細は相続時情報をもとに受取人様の住所地等の所轄税務署へご確認ください。 •当該年金は、雑所得（その他）の課税対象です。 ※④に金額がある場合、収入金額等は⑤+⑥、所得金額（課税対象額）は⑦+⑧となります。（2ページ【記入例】参照）		

確定申告

注意事項

「年金支払証明書」は確定申告の時期まで大切に保管してください。
 「年金支払証明書」の再発行には2週間程度お時間がかかります。

1月1日から12月31日までにお受取りになった年金は、他の所得と合算して翌年の確定申告期間に所轄税務署への申告が必要です。確定申告の方法、その他税務についてのご相談は受取人様の住所地等の所轄税務署へお問い合わせください。
 各地の国税局については40ページを参照してください。

年金支払証明書についてのご説明

①年金の種類

お受取りの年金種類を表示します。

②年金の支払金額

1年間にお支払いした年金額の合計です。

③年金の支払金額に対応する保険料（必要経費）

1年間にお支払いした年金額の合計に対応する保険料（必要経費）です。

（相続等により年金をお受取りの方は⑥をご確認ください。）

④差引金額（課税対象額）

「年金の支払金額」から「年金の支払金額に対応する保険料」を差し引いた金額です。

これが、雑所得としての課税対象額となります。

（相続等により年金をお受取りの方は⑥をご確認ください。）

(必要経費)	(課税対象額)			
②年金の支払金額	-	③年金の支払金額に	=	④差引金額
対応する保険料				
(必要経費)				払込保険料総額 ^{※2}
③年金の支払金額に	=	②年金の支払金額 ^{※1}	×	年金支払見込総額 ^{※3}
				(小数点第3位以下を切り上げ)

※1 年金開始後の配当により増額された年金は除きます。

※2 払込保険料総額とは、全期間の年金をお受取りになるためにお払込みいただいた金額です。

※3 年金支払見込総額とは、保証期間にお受取りいただく年金の総額です。

なお、保証期間付終身年金の場合は、保証期間または年金開始時の平均余命のどちらか長い期間にお受取りいただく年金の総額（見込みの額）です。

⑤源泉徴収税額

1年間に源泉徴収した税額の合計です。差引金額（課税対象額）が25万円以上の場合に源泉徴収します。

$$\text{課税対象額} \times 10.21\% = \text{源泉徴収税額}$$

なお、源泉徴収税額は、お受取額に対する確定した税額ではありません。確定申告により他の所得とあわせて税金の過不足を計算します。税金の不足分があれば納付し、過剰分があれば還付されます。

また、差引金額（課税対象額）を計算する際の年金の支払金額は、配当による増額部分を除外して計算しますが、源泉徴収税額を計算する際には増額部分を含めて計算することが税法で定められています。

⑥お知らせ（相続等による年金のお受取りに関する相続時情報）

相続等によって年金を受け取られている場合は、⑤の源泉徴収は行ないません。また③、④の計算方法も上記と異なり、年金支払証明書に表示されている金額は確定申告に使用できません。確定申告に必要な相続時情報を「お知らせ」欄に記載いたしますので、詳細は確定申告の際に受取人様の住所地等の所轄税務署へご確認ください。

5 諸変更手続き

以下の変更事項が発生した場合は、『年金受給に関する諸変更届』(43ページを切り取り、必要事項をご記入のうえ、次回年金支払日の20日前までに、当社あてにお送りください。

注意事項

- 年金受給開始後は、年金受取年数、年金の種類、年金の型の変更はできません。

<ご提出先>

〒171-0033 東京都豊島区高田三丁目35-1
明治安田生命保険相互会社 退職事務サポートグループ(年金担当) 行

住所の変更(住居表示変更も含みます)

- 新住所をご記入ください。
- 住所のみを変更する場合は、ご本人からのお申し出に限りお電話でのお手続きも可能です。年金の証書番号をご用意のうえ、当社コミュニケーションセンターまでご連絡ください。

送金先の変更(金融機関の合併、統合等も含みます)

- 変更後の送金先をご記入ください。

改姓・改名

- 新氏名をご記入ください。
- ご提出いただいた年金証書は当社にて裏書のうえご返送いたします。

必要書類

変更内容	年金受給に関する 諸変更届	年金証書	・戸籍謄(抄)本 ^{注1} (全部事項証明書、個人事項証明書) または ・運転免許証のコピー ^{注2}
住所変更	○	—	—
送金先変更	○	—	—
改姓・改名	○	○	○

^{注1} コピーでご提出いただくことも可能ですが、文字が正確に判別できる濃さであるか、ページに漏れがないかをご確認ください。

^{注2} 改姓・改名の履歴が記載されているものをご提出ください。

- 成年後見人等からのお手続きの場合は以下の書類もご提出ください。

①成年後見人の本人確認書類のコピー注1

②成年後見登記（登記事項証明書）または家庭裁判所の審判書のコピー

注1 成年後見監督人が選任されている場合は、成年後見監督人の本人確認書類のコピーもご提出ください。

本人確認書類一覧表

（いずれか1点のコピー。有効期限のあるものは有効期限内のものに限ります）注2

- 運転免許証（住所等変更事項がある場合、裏面もコピーしてご提出ください）
- 運転経歴証明書（平成24年4月以降に発行されたもの）
- パスポート（写真のあるページと住所を記載したページをそれぞれご提出ください。所持人記入欄にお名前・現住所・生年月日の記載がある2020年2月3日以前に申請したものに限ります）
- 各種健康保険証、資格確認書またはマイナ保険証（住所欄は必ず記入してください。カード方式の健康保険証の場合は、住所記載箇所のコピーが必要です）注3
- 介護保険被保険者証 注3
- 写真付き住民基本台帳カード（裏面に住所記載がある場合は裏面もコピーしてご提出ください）
- 年金手帳（ただし、住所記載のあるもの。基礎年金番号（または記号番号）は塗りつぶしたうえでご提出ください）
- マイナンバーカード（表面のみコピーしてご提出ください）

注2 氏名、住所、生年月日、発行者、有効期限が確認できる部分のコピーをご提出ください。住所等変更事項がある場合には、それがわかる部分のコピーも必要です。

注3 住所と本籍地の両方が記載されている場合、および国籍が記載されている場合は、本籍地、国籍は塗りつぶしたうえでご提出ください。

「被保険者記号・番号、保険者番号、二次元コード」は塗りつぶしたうえでご提出ください。

- ご提出いただく書類の中で、「戸籍謄（抄）本（全部事項証明書または個人事項証明書）」、「成年後見登記（登記事項証明書）」は、変更事由発生後に交付され、交付年月日から6ヶ月以内のものをご用意ください。

「年金受給に関する諸変更届」を当社あてに送付（ご提出）いただくにあたっては、42ページの「送付シート」を切り取って封筒に貼ってお送りください。



20・43ページに
変更届があります。

変更届の記入例（送金先を変更する場合）

SI

【住所変更・改姓改名・送金先変更等の場合に使用してください】

明治安田生命保険相互会社 退職事務サポートグループ 行

43ページを切り取ってご使用ください

年金受給に関する諸変更届

＜個人情報のお取扱い(拠出型企業年金保険)＞

1. 個人番号（マイナンバー）を除く個人情報のお取扱い

当社が取得しましたお客様情報は、以下の目的で利用いたします。
 (利用目的) ○保険契約のご継続・維持管理 ○一時金・年金等のお支払い ○その他保険に関連・付随する業務
 また、契約者および他の生命保険会社（共同取扱会社）に上記目的の範囲内で提供することがあります。

2. 特定個人情報のお取扱い

個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報（特定個人情報）を提供いただく場合には、「行政手続の番号の利用等に関する法律」により定められた方法にて収集します。

※なお、当社におけるお客様に関する情報のお取扱いについては、ホームページ（<https://www.mei>）の内容を承知し同意します。

年金受給者 氏名	改姓・改名の場合は新氏名を記入してください フリガナ ワカバ タロウ (ご署名) 若葉 太郎		届出日	* 年 1 月 1 日	
			生年月日	平成 21 年 1 月 1 日	
年金証書番号	・02または03から始まる10ケタの番号です ・複数の拠出型企業年金をお受取りの場合は、それぞれの番号を記入してください				
	① 0000000000	②	③		
年金受給者 現住所	〒 171 - 0033 フリガナ トウキョウト トシマク タカダ 東京 都道府県 豊島区 高田三丁目35-1				
	電話番号	03 (1111) 2222			
後見人が いる場合	・後見人が手続きを行なう場合、別紙に記載の問い合わせ先フリーダイヤルにご連絡ください				
	後見人 (氏名・押印)	フリガナ	印	後見監督人 (氏名・押印)	フリガナ
	〒	フリガナ			印
	電話番号	()			

下記のとおり変更がありましたので通知いたします

変更する内容 に 記入ください	<input type="checkbox"/> 住所変更	上記「現住所」欄に記載のとおり住所を変更します				
	<input type="checkbox"/> 改姓・改名	新氏名	旧氏名			
		フリガナ	フリガナ			
	<input checked="" type="checkbox"/> 送金先 改姓・改名の場合は	金融機関名 フリガナ メイエス 明安	本支店名 フリガナ ホンテン 本店 支店 出張所	預金種目 普通(総合)	口座番号 1 2 3 4 5 6 7	★右詰めで記入してください
変更する項目を選択し、変更内容を記入してください 受取口座は、年金受取人ご本人以外の口座は指定できません 改姓・改名された場合は、次回送金より上記の新氏名に口座名義人を変更します をご指定になる場合は通帳にて						
	振込用の「金融機関名」「金融機関コード」「店名」「支店コード」「口座番号」をご確認の上 (例)金融機関名:ゆうちょ銀行 本支店名:支店名は漢数字三ケタとなります ※「定額貯金」「財形」「貯蓄預金」口座はご指定いただけません					年金証書紛失の場合は署名してください
	<input type="checkbox"/> 年金証書 再発行	年金証書を紛失したので届け出ます なお、後日当該年金証書を発見してもその内容は無効であることを認め廃棄します				(ご署名)
	<input type="checkbox"/> その他					
会社使用欄	受付日	処理日	備考	検印	係印	

当社使用欄(記入不要)です

保存 10年後要裁断 79572 25.7改

年金受給に関する諸変更届

《個人情報のお取扱い(拠出型企業年金保険)》

- 個人番号（マイナンバー）を除く個人情報のお取扱い
当社が取得しましたお客様情報は、以下の目的で利用いたします。
(利用目的) ○保険契約のご継続・維持管理 ○一時金・年金等のお支払い ○その他保険に関連・付随する業務
また、契約者および他の生命保険会社（共同取扱会社）に上記目的の範囲内で提供することができます。
- 特定個人情報のお取扱い
個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報（特定個人情報）を提供いただく場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により定められた方法にて収集します。
※なお、当社におけるお客様に関する情報のお取扱いについては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご覧ください。

・本帳票および添付書類に記載の者は、「個人情報のお取扱い 1. 個人番号（マイナンバー）を除く個人情報のお取扱い」の内容を承知し同意します。

年金受給者 氏名	改姓・改名の場合は新氏名を記入してください フリガナ (ご署名)		届出日	年 月 日 生年月日 大・昭 平・令	
	年金証書番号	・02または03から始まる10ケタの番号です ①	・複数の拠出型企業年金をお受取りの場合は、それぞれの番号を記入してください ②	③	
年金受給者 現住所	〒	—	フリガナ		
	都道府県				
	電話番号	()			
後見人が いる場合	・後見人が手続きを行なう場合、別紙に記載の問い合わせ先フリーダイヤルにご連絡ください				
	後見人 (氏名・押印)	フリガナ	印	後見監督人 (氏名・押印)	フリガナ 印
	〒	—	フリガナ		
	都道府県				
電話番号	()				

下記のとおり変更がありましたので通知いたします

変更する内容の □にレ点を ご記入ください	<input type="checkbox"/> 住所変更	上記「現住所」欄に記載のとおり住所を変更します								
	<input type="checkbox"/> 改姓・改名	新氏名 フリガナ				旧氏名 フリガナ				
	<input type="checkbox"/> 送金先 改姓、改名の場合は 必ず送金先を記入 してください	金融機関名 フリガナ	本支店名 フリガナ	預金種目 普通(総合)	口座番号	★右詰めで記入してください				
		金融機関・本支店コード不明の場合は記入不要 金融機関 コード	本支店 コード							
		口座名義人 ・受取口座は、年金受取人ご本人以外の口座は指定できません ・改姓・改名された場合は、次回送金より上記の新氏名に口座名義人を変更します								
		※ゆうちょ銀行をご指定になる場合は通帳にて 振込用の「金融機関名」「金融機関コード」「店名」「支店コード」「口座番号」をご確認のうえご記入ください (例)金融機関名:ゆうちょ銀行 本支店名:支店名は漢数字三ケタとなります ※「定額貯金」「財形」「貯蓄預金」口座はご指定いただけません								
		<input type="checkbox"/> 年金証書 再発行	年金証書を紛失したので届け出ます なお、後日当該年金証書を発見してもその内容は無効であることを認め廃棄します				(ご署名)			
		<input type="checkbox"/> その他								

会社使用欄	受付日	処理日	備考	検印	係印
-------	-----	-----	----	----	----

6 請求手続き

年金受給者が残りの年金を一括して受け取ることを希望される場合、または年金受給者がお亡くなりになった場合は、所定の請求手続きが必要です。以下、お受取りの年金種類ごとにご説明します。

<ご提出先>

〒171-0033 東京都豊島区高田三丁目35-1

明治安田生命保険相互会社 退職事務サポートグループ（年金担当）行

年金受給者が残りの年金を一括して受け取る場合

確定年金をお受取り中の方の場合

■ 年金受給中に残りの年金を一括して受け取る

- 年金受給期間満了までの残余期間の年金お支払いに対する積立金相当額をお支払いします。
- 証書番号が「03」ではじまる年金のご契約については、年金開始前の年金を一括して受け取ることはできません。

保証期間付終身年金をお受取り中の方の場合

■ 残余保証期間の年金を一括して受け取る

- 保証期間満了までの残余期間の年金お支払いに対する積立金相当額をお支払いします。ただし、保証期間経過後の年金を一括して受け取ることはできませんのでご注意ください。
- 保証期間満了後、年金受給者がご存命の場合、ご生存の確認手続き後に、年金のお支払いが再開されます。
- 保証期間中にお受取りになる年金と一時金の合計額は、保証期間経過後の年金のお支払いに対する積立金を含んでいませんので、お客様が積み立てられた積立金額（年金原資）よりも少ない金額となる場合があります。

必要書類

- ①年金一括払給付金請求書 (45ページを切り取ってご使用ください)
- ②年金証書
- ③個人番号（マイナンバー）申告書類一式 (30ページ、31ページを参照してください)

●成年後見人等からのお手続きの場合は以下の書類もご提出ください。

①成年後見人の本人確認書類のコピー注1

②成年後見登記（登記事項証明書）または家庭裁判所の審判書のコピー

注1・成年後見監督人が選任されている場合は、成年後見監督人の本人確認書類のコピーもご提出ください。

・本人確認書類は18ページを参照してください。

請求手続きに必要な書類を当社あてに送付（ご提出）いたぐにあたっては、42ページの「送付シート」を切り取って封筒に貼ってお送りください。



24・45ページに
請求書があります。

年金一括払給付金請求書

«個人情報のお取扱い（拠出型企業年金保険）»

- 個人番号（マイナンバー）を除く個人情報のお取扱い
当社が取得しましたお客様情報は、以下の目的で利用いたします。
(利用目的) ○保険契約のご継続・維持管理 ○一時金・年金等のお支払い ○その他保険に関連・付随する業務
また、契約者および他の生命保険会社（共同取扱会社）に上記目的の範囲内で提供することがあります。
 - 特定個人情報のお取扱い
個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報（特定個人情報）を提供いただく場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により定められた方法にて収集します。
※なお、当社におけるお客様に関する情報のお取扱いについては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご覧ください。
- ・本帳票および添付書類に記載の者は、「個人情報のお取扱い 1. 個人番号（マイナンバー）を除く個人情報のお取扱い」の内容を承知し同意します。

年金支払残余期間分の一括払（一時金）を請求します

部分は必ずご記入ください

年金受給者 氏名	フリガナ (ご署名)		請求日	年 月 日	
			生年月日	大・昭 平・令	年 月 日
年金証書番号	・02または03から始まる10ケタの番号です ・複数の拠出型企業年金をお受取りの場合は、それぞれの番号を記入してください				
	①				②
年金受給者 現住所	〒 — フリガナ 				
	電話番号	()			
後見人が いる場合	・後見人が手続きを行なう場合、別紙に記載の問い合わせ先フリーダイヤルにご連絡ください				
	後見人 (氏名・押印)	フリガナ	印	後見監督人 (氏名・押印)	フリガナ
	〒 — フリガナ 				
	電話番号	()			

送金先（いざれかの□にレ点をご記入ください）	<input type="checkbox"/> 現在の年金受取口座を指定する				
	<input type="checkbox"/> 下記の口座を指定する（受取口座を記入してください）				
	金融機関名	フリガナ	銀 行 信 金 信 組 労 金 農 協	本支店名	フリガナ 本店 支店 出張所
	金融機関・本支店コード不明の場合は記入不要		預金種目 普通（総合）	口座番号	★右詰めで記入してください
	金融機関 コード	本支店 コード			
口座名義人	・受取口座は、年金受取人ご本人以外の口座は指定できません				
※ゆうちょ銀行をご指定になる場合は通帳にて 振込用の「金融機関名」「金融機関コード」「店名」「支店コード」「口座番号」をご確認のうえご記入ください (例) 金融機関名：ゆうちょ銀行 本支店名：支店名は漢数字三ケタとなります ※「定額貯金」「財形」「貯蓄預金」口座はご指定いただけません					

年金証書紛失届	年金証書を紛失したので届け出ます なお、後日当該年金証書を発見してもその内容は無効であることを認め廃棄します			(ご署名)	
会社使用欄	受付日	処理日	備考	検印	係印

年金証書は必ずご提出ください
年金証書紛失の場合はこちらに署名願います

年金受給者がお亡くなりになった場合

確定年金を受け取っていた場合

■ 年金受給者がお亡くなりになったとき

- 年金受給権は年金継続受取人に引き継がれます。年金継続受取人は、残余保証期間内の支払われていない年金に対する積立金相当額を年金または一時金として受け取ることができます。

1. 継続して年金で受け取る場合

- 保証期間満了まで引き続き年金をお支払いします。

2. 一時金（一括）で受け取る場合

- 保証期間満了までの残余期間の年金お支払いに対する積立金相当額をお支払いします。

保証期間付終身年金を受け取っていた場合

■ 保証期間中に年金受給者がお亡くなりになったとき

- 年金受給権が年金継続受取人に引き継がれます。年金継続受取人は、支払われていない残余保証期間中の年金のお支払いに対する積立金相当額を年金または一時金として受け取ることができます。

1. 継続して年金で受け取る場合

- 保証期間満了まで引き続き年金をお支払いします。

2. 一時金（一括）で受け取る場合

- 保証期間満了までの残余期間の年金お支払いに対する積立金相当額をお支払いします。

■ 保証期間満了後に年金受給者がお亡くなりになったとき

- 年金継続受取人に次回年金支払応当日の前月までの年金をお受取りいただきます。

【ご参考】

年金受給者がお亡くなりになった場合の、年金継続受取人となる方の範囲および順位は、原則として労働基準法施行規則第42条ないし第45条の規定を準用します（ご契約により異なる場合がありますので、詳細は当社コミュニケーションセンターまでお問い合わせください）。

【年金継続受取人の順位例】

- | | | |
|----------------------------------|------------|-----------|
| ①配偶者（婚姻の届出をしなくとも事実上の婚姻関係にある者を含む） | ③同一生計の養父母 | ④同一生計の実父母 |
| ②同一生計の子 | ⑥同一生計の祖父母 | ⑦子 |
| ⑤同一生計の孫 | ⑨孫 | ⑩祖父母 |
| ⑧養父母・実父母 | ⑪同一生計の兄弟姉妹 | ⑫兄弟姉妹 |
| ⑪同一生計の兄弟姉妹 | ⑫兄弟姉妹 | |

必要書類

- ①年金受給者死亡時給付金請求書（47ページを切り取ってご使用ください）
- ②年金受給者の死亡（除籍）の記載のある戸籍謄本（全部事項証明書）※1
- ③年金の継続受取人の現在の戸籍謄本（全部事項証明書）※1
- ④年金の継続受取人を特定することができ、年金受給者と年金の継続受取人の続柄の記載がある戸籍謄本（全部事項証明書）※1（ご提出していただいた書類を確認した結果、追加で書類をご提出いただく場合もございますのでご了承願います。）
- ⑤支払金額が500万円を超える場合、年金の継続受取人の本人確認書類のコピー（18ページ「本人確認書類一覧表」を参照してください）
- ⑥年金証書※2
- ⑦生計同一者の確認書類
(継続受取人が配偶者以外の場合は、住民票の写しが必要となります)
- ⑧個人番号（マイナンバー）申告書類一式（30ページを参照してください）

※1 複数契約がある場合は、1通で併用できます

※2 継続して年金を受け取られる場合は、当社にて年金証書に裏書し、年金継続受取人に返送いたします

- ・ご提出いただく書類の中で「戸籍謄（抄）本（全部事項証明書または個人事項証明書）」は、交付年月日から6ヶ月以内のものをご用意ください。
コピーでご提出いただくことも可能ですが、文字が正確に判別できる濃さであるか、ページに漏れがないかをご確認ください。

●成年後見人等からのお手続きの場合は以下の書類もご提出ください。

①成年後見人からのお手続きの場合

- ・成年後見人の本人確認書類のコピー注1
 - ・成年後見登記（登記事項証明書）または家庭裁判所の審判書のコピー
- （「成年後見登記（登記事項証明書）」は、交付年月日から6ヵ月以内のものをご用意ください）

②親権者または後見人からのお手続きの場合（継続受取人が未成年の場合）

- ・親権者または後見人の本人確認書類のコピー注1

注1・成年後見監督人が選任されている場合は、成年後見監督人の本人確認書類のコピーもご提出ください。

- ・本人確認書類は18ページを参照してください

「請求手続きに必要な書類」を当社あてに送付（ご提出）いただくにあたっては、42ページの「送付シート」を切り取って封筒に貼ってお送りください。

SI

明治安田生命保険相互会社 退職事務サポートグループ 行

年金受給者死亡時給付金請求書

※個人情報のお取扱い(拠出型企業年金保険)※

1. 個人番号(マイナンバー)を除く個人情報のお取扱い

当社が取得しましたお客様情報は、以下の目的で利用いたします。
 (利用目的) ①保険契約のご継続・維持管理
 ②一時金・年金等のお支払い
 ③その他保険に関連・付随する業務
 また、契約者および他の生命保険会社(共同取扱会社)に上記目的の範囲内で提供することがあります。

2. 特定個人情報のお取扱い

個人番号(マイナンバー)をその内容に含む個人情報(特定個人情報)を提供いただく場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により定められた方法にて収集します。

※なお、当社におけるお客様に関する情報のお取扱いについては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

太枠内のすべての項目をご記入ください

●本帳票ならびに添付書類に記載の者は、「個人情報のお取扱い 1. 個人番号(マイナンバー)を除く個人情報のお取扱い」の内容を承知し同意します。

証書番号	①	記入日	年 月 日
・02または03から始まる10ケタの番号です	②	旧年金受給者	氏名
・複数の拠出型企業年金をお受取りの場合は、それぞれの番号を記入してください	③	生年月日	大・昭 平・令 年 月 日
	④	死亡日	平・令 年 月 日

年金受給者が死亡しましたので、年金支払残余期間分を次の受取方法にて請求します	受取方法	① 年金受取を請求します ② いずれかを〇で囲んでください
		② 一括受取を請求します

受取人氏名	フリガナ (ご署名)	旧年金受給者との続柄
		生年月日 大・昭 平・令 年 月 日
受取人住所	〒 - フリガナ 都道府県	
	電話番号 ()	

後見人がいる場合	後見人が手続きを行なう場合、問い合わせ先フリーダイヤルにご連絡ください				
	後見人 (氏名・押印)	フリガナ	印	後見監督人 (氏名・押印)	フリガナ 印
	〒 - フリガナ 都道府県				
電話番号	()				

送金先	金融機関名	フリガナ	銀行 信金 信組 労金 農協	本支店名	フリガナ	本店 支店 出張所
	▼金融機関・本支店コード不明の場合は記入不要		預金種目	口座番号	★右詰めで記入してください	
	金融機関コード	本支店コード	普通(総合)			
	口座名義人	受取人のご本人口座をカタカナでご記入ください				
※ゆうちょ銀行をご指定になる場合は通帳にて 振込用の「金融機関名」「金融機関コード」「店名」「支店コード」「口座番号」をご確認のうえご記入ください (例)金融機関名: ゆうちょ銀行 本支店名: 支店名は漢数字三ヶとなります ※「定額貯金」「財形」「貯蓄預金」口座はご指定いただけません						

年金証書紛失届	年金証書を紛失したので届け出ます なお、後日当該年金証書を発見してもその内容は無効であることを認め廃棄します	(ご署名)
---------	---	-------

年金証書紛失の場合はこちらに署名願います

会社使用欄	受付日	処理日	マイNo.申告書	マイNo.確認書類	備考	検印	係印	
-------	-----	-----	----------	-----------	----	----	----	--

お問い合わせ番号

保存 10年後要裁断 79576 24.12改

保険会社は税務署等に提出する支払調書にお客さまの個人番号（マイナンバー）（以下、マイナンバーとする）を記載することとなります。つきましては、支払調書作成対象となる場合には、マイナンバーの申告をお願いいたします。

なお、マイナンバーに変更があった場合は、改めて変更後のマイナンバーを保険会社にご申告ください。

支払調書作成の対象となる場合

- 年金受給者（加入者）が年額20万円を超える年金を受け取る場合
- 年金受給者が残りの年金を一括して受け取り、その金額が100万円※を超える場合
※保証期間付終身年金の保証期間中の一括受取の場合は、一括受取額と、その年すでに年金として受け取った額の合計が20万円を超える場合
- 年金受給者がお亡くなりになり、年金継続受取人が一時金として受け取り、その金額が100万円を超える場合、または年金継続受取人が年金として受け取る場合

■マイナンバーの利用目的

保険会社は、提供いただいたマイナンバーを保険取引に関する支払調書作成事務に利用します。

■申告方法について

- 「個人番号（マイナンバー）申告書」
- 「マイナンバー確認書類」
- 「本人確認書類」をご提出願います。

ご提出いただく書類

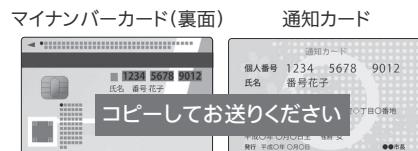
● 個人番号（マイナンバー）申告書

「マイナンバー確認書類」と
「本人確認書類」の氏名と生年月日が
同一のものをご用意ください。

● マイナンバー確認書類

いずれか1点のコピー

- マイナンバーカード（裏面）
- 通知カード
- マイナンバーが記載された
住民票の写し



● 本人確認書類（有効期限のあるものは有効期限内のものに限ります）^(注1)

いずれか1点のコピー
[写真付本人確認書類]

↑
もしくは
↓

- マイナンバーカード（表面）
- 運転免許証（住所変更のある場合は、住所記載のある裏面のコピーも提出ください）
- 運転歴証明書（交付日が平成24年4月以降のもの）
- パスポート（2020年2月3日以前に申請したものに限る）
- 身体障害者手帳
- 特別永住者証明書
- 在留カード

写真付本人確認書類がない場合、以下いずれか2点のコピー

- ・公的医療保険の被保険者証（資格確認書）
- ・国民年金手帳
- ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当受給証明書
- ・国民健康保険高齢者受給者証
- ・国税・地方税の領収書^(注2)
- ・社会保険料の領収書^(注2)
- ・公共料金の領収書^(注2)
- ・母子健康手帳
- ・印鑑証明書^(注3)
- ・源泉徴収票
- ・戸籍謄本（全部事項証明書）^(注3)
- ・住民票の写し^(注3)
- ・社員証、学生証（写真なし）

（注1）氏名、住所、生年月日、発行者、有効期限が確認できる部分のコピーをご提出ください。住所等変更事項がある場合には、それがわかる部分のコピーも必要です
（注2）領収日または発行日から6ヶ月以内で、氏名と生年月日、または、氏名と住所の記載があるもの

（注3）発行・発給日から6ヶ月以内のもの

*「基礎年金番号・記号番号」「被保険者記号・番号・保険者番号・二次元コード」は、塗りつぶしたうえでご提出ください

当社では、年金受給者を対象に、引っ越し等により年金の支払通知等をお届けできない場合や、年金のお支払いができなくなることを未然に防止する観点から、あらかじめ『第二連絡先』としてご家族等の連絡先の登録をお願いしています。

今後、年金受給者あての通知が届かない場合には、あらかじめ『第二連絡先』にご登録いただいた方に年金受給者の転居先等をご照会します。

つきましては、下記の注意事項をご確認いただき、『第二連絡先』の登録または登録内容の変更時に、51ページの「『第二連絡先』登録・変更届出書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。

※年金を設定いただいた際、年金証書等とは別に『第二連絡先』登録のご案内をお送りいたします。ご案内が到着いたしましたら、ご記入いただき、提出してください。

注 意 事 項

1. 『第二連絡先』となる方にご了解を得ていただきますようお願いします。
2. 『第二連絡先』が同居のご家族等の場合は、ご家族等の携帯電話番号のご登録をお願いします。
3. 年金受給者あての通知を直接『第二連絡先』の方に送付はいたしません。
4. 各種のお手続きは、年金受給者ご本人からのお申し出が必要です。
5. 今後、『第二連絡先』の内容に変更がありましたら、再度ご提出をお願いします。

SI

「第二連絡先」登録・変更届出書

明治安田生命保険相互会社 あて

以下の契約につきまして、登録に必要なB欄の①②に「同意」があることを確認のうえ、「第二連絡先」の届出をします。

年金受給者名	様
商 品 名	
団 体 名	
団 体 番 号	
被保険者番号	

年金証書番号	25	34
年金証書番号	58	67
年金証書番号	91	100
年金証書番号	124	133

他の拠出型企業年金保険について、「第二連絡先」の登録・変更等を同時に行なう場合は、上記に年金証書番号の記載をお願いします。

●A～Fの欄を順にご記入ください

A 記入日 西暦 404 407 年 408 409 月 410 411 日

必ずチェックをお願いします

B 確認しました ①当社がご契約内容を「第二連絡先」の方にお伝えすることへの年金受給者さまの同意
②年金受給者さまが「第二連絡先」の方の個人情報を当社にご提供することの「第二連絡先」の方の同意

C 手続内容を1つチェック(☑)してください。以下、D～Fのすべての欄にご記入ください
[4.「第二連絡先」の削除]の場合はD～Fの記入は不要です
207 1.新規登録 2.別人への変更 3.改姓、住所等「第二連絡先」情報の変更 4.「第二連絡先」の削除

「第二連絡先」として登録する方の情報をD～Fの欄にご記入ください。

D フリガナ 208 227
228 氏名 257

E 年金受給者からみた続柄を1つチェック(☑)してください。 (「9.その他」に該当する場合は、()にご関係をご記入ください)
258 1.配偶者 2.子ども 3.父母(親) 5.兄弟姉妹 7.孫 9.その他()

F 生年月日 西暦 412 415 416 年 417 418 月 419 266 日 性別 1.男性 5.女性
267 住 所 〒 273 274 都道府県 市区郡(郡町村)
町名 丁目・番地 アパート・マンション名

市外局番から左詰めでハイフン(ー)も含めてご記入ください。

固定電話 374

携帯電話 389

※個人情報の取扱いについては『「第二連絡先」登録のご案内』(別紙)をご確認ください。

9 必ずお読みください

「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構は、生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保険契約者等の保護を図り、生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。なお、補償対象契約は、特定特別勘定に係る部分を除いた契約で、補償限度は、高予定利率契約※を除き、責任準備金等の90%とすることが定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。）また予定利率等の変更が行なわれる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度が設けられる可能性もあります。

詳細については、ホームページアドレス（<https://www.seihohogo.jp/>）をご覧ください。

※ 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率を超えていた契約を指します。現在の基準利率については、引受会社または保護機構のホームページで確認できます。

生命保険協会における「生命保険相談所」について

- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
 - 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは取り扱っておりません）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 詳細については、ホームページアドレス（<https://www.seiho.or.jp/>）をご覧ください。
- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について

- 対象となる具体的な年金の種類は以下のとおりです。
 - ⇒ 年金形式で受給している死亡保険金や学資保険の養育年金
 - ⇒ 個人年金保険契約に基づく年金 等
 - 相続税法第24条^{※1}によって年金受給権の評価が行なわれた契約が対象です。
 - 各年の年金を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分の所得金額（課税部分の年金収入額－課税部分の支払保険料）にのみ所得税を課税^{※2}
 - 上記に該当する年金につきましては、保険会社では源泉徴収を行ないません。
また、年間の年金お受取総額にかかわらず、所轄税務署へ年金のお支払内容を示した「支払調書」(定められた様式)を提出いたします。
- ^{※1} 相続税法第24条は、定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得したときにおいて、定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額を定めたもので、生命保険契約においては相続・遺贈・贈与時点における年金を受け取る権利（年金受給権）の評価に適用されます。
- ^{※2} 年金支給1年目は所得税は全額非課税となり、2年目以降は非課税部分が同額ずつ階段状に減少します。

より詳しい内容等については、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>)
をご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

年金または一時金等をお支払いできない場合について

「年金または一時金等を詐取する目的で事故を起こしたとき」や「契約者、被保険者または遺族年金被保険者または年金の受取人（年金の受取人が死亡した場合は、その継続受取人）が、暴力団などの反社会的勢力に該当すると認められるとき」などの重大事由でご契約が解除となった場合、契約について詐欺行為がありご契約が取消しとなった場合等には、年金または一時金等のお支払いはできません。

10 よくあるお問い合わせ

●お手続き●

Q1 年金証書を受取りました。年金種類を変更したいのですが？

A 年金開始手続完了後の受取内容（年金の種類、支払期間、年金の型）の変更はできません。

Q2 引っ越しをしました。何か必要な手続きはありますか？

A 引っ越しをされた場合、登録住所の変更手続きが必要です。住所の変更のみであれば、当社コミュニケーションセンターにご本人さまよりお電話をいただくことで、お手続きいただけます。お手続きいただけないと、「年金支払いのお知らせ」や確定申告に必要な「年金支払証明書」のお届けができなくなりますので、必ずお手続きください。

Q3 金融機関の統廃合で年金の受取口座が変更となりました。

手続きはどうしたらよいですか？

A 支店名や支店コード、口座番号等、変更の内容によりお手続きが異なります。当社コミュニケーションセンターにお電話をいただければ、詳細をご案内いたします。お電話をいただく際には証書番号をご用意ください。

Q4 「年金受給に関する諸変更届」等手続書類に年金証書番号を書く欄が複数ありますが何を記入するのですか？

A 複数ご契約のお客さまのために、記入欄を複数設けております。お客さまのご契約が1つ（年金証書が1枚）であれば、空欄としてください。

Q5 今、受け取っている年金を一時金で受け取ることはできますか？

A 年金種類によってお取扱いが異なります。

【確定年金の場合】

保証期間満了までの残余期間の年金のお支払いに対する積立金相当額を一時金で受け取ることができます。

【保証期間付終身年金の場合】

保証期間満了までの残余期間の年金のお支払いに対する積立金相当額を一時金で受け取ることができます。保証期間経過後は、終身年金として年金のお支払いを再開します。

【お手続き方法】

21～22ページに記載の「請求手続き」を参照してください。45ページの「年金一括払給付金請求書」を切り取って、必要事項を記入、添付書類とあわせ、当社までご提出ください。

Q6 年金の積立金から一部を引き出すことはできますか？

A 一部を引き出すことはできません。

Q7 「現況届」が届かないのはなぜですか？

A 年金種類が確定年金の方には送付しておりません。

Q8 「現況届」を先日提出したのにまた送付されました。なぜですか？

A 「現況届」発送後、3週間経過時点で当社に「現況届」が返送されていない場合、再度送付しております。いずれかの現況届を使用いただければ問題ありません。すでに当社あてにご提出されている場合は、行き違いにつきご容赦ください。

Q9 年金受給中に死亡した場合、だれがこの年金を受け取るのですか？

A お亡くなりになった場合の年金継続受取人は団体年金契約として契約ごとにあらかじめ定められています。原則として労働基準法施行規則第42条ないし第45条の規定を準用します（ご契約により異なる場合がありますので、詳細は当社コミュニケーションセンターまでお問い合わせください）。（詳細は25～27ページを参照してください）

Q10 夫婦連生終身年金（配偶者特則付終身年金）を受け取っています。

配偶者が先に亡くなった場合や離婚した場合、何か必要な手続きはありますか？

A 年金のお支払いに関する変更手続きが必要となります。詳しくご案内いたしますので、年金証書をお手もとにご用意いただき、当社コミュニケーションセンターまでお問い合わせください。

Q11 手続きをする際、戸籍謄本や印鑑証明書はコピーでもよいですか？

A コピーでご提出いただくことも可能ですが、文字が正確に判別できる濃さであるか、ページに漏れがないかをご確認ください。

Q12 個人番号（マイナンバー）を変更した場合、何か必要な手続きはありますか？

A 個人番号（マイナンバー）（以下、マイナンバーとする）が変更になった場合は、その後の年金のお支払いの際に保険会社は変更後のマイナンバーを支払調書に記載する必要がありますので、改めて変更後のマイナンバーを当社にご申告ください。

[お手続き方法]

30ページに記載の「個人番号（マイナンバー）申告について」を参照してください。
49ページ・50ページの「個人番号（マイナンバー）申告書」を切り取って必要事項を記入、添付書類とあわせ、当社までご提出ください。

●お支払い●

Q1 年金は何月に支払われるのですか？

A お客様のご契約によって異なります。お客様のお手もとにある、年金証書でお支払月をご確認ください。

Q2 年金支払日が休日の場合はどうなるのですか？

A 翌営業日のご送金になります。

Q3 今日が年金の受取日ですが、まだ口座に入金されていないようです。 なぜでしょうか？

A お口座への着金時刻については、金融機関によって異なります。当社ではわかりかねますのでご指定の金融機関までお問い合わせ願います。

Q4 今回の振込額が半分になっているのはなぜですか？

A 年金のお受取方法を決めていただいた際に、年金の型として「支払額二段階型」を選択された場合には、支払期間の前半に多くを受け取ることになるため、今回の支払いより年金額は変更されています。お手もとの年金証書をご確認ください。

Q5 自分の年金がいつまで支払われるのか確認するには、どこを見たらよいですか？

A 「年金支払いのお知らせ」または「年金証書」または「年金証書」とともにお送りした「年金開始のお知らせ（年金額表）」で確認いただけます。

Q6 年金受給が終了する場合、何か通知は来るのですか？

A 「年金支払完了のお知らせ」をお送りいたします。また、最終支払月の1回前の支払月および最終支払月の「年金支払いのお知らせ」のお知らせ欄にご案内として記載しますので、ご確認ください。

●税 金●

Q1 年金証書を受け取りました。源泉徴収はされますか？

- A** 課税対象額が25万円以上の場合、源泉徴収されます（詳細は14ページを参照してください）。

Q2 この年金は公的年金ですか？

- A** 私的年金にあたり、公的年金等控除の適用はございません（詳細は13ページを参照してください）。

Q3 年金に税金がかかると聞きました。受取金額全額が対象ですか？

- A** 年金額から払込保険料相当額を差し引いたものが雑所得の課税の対象となります（詳細は13ページを参照してください）。

Q4 自分が貯めたお金について、確定申告をしなければならないのはなぜですか？

- A** お支払いいただいた保険料に対する増加分が所得となるためです。年金でのお受取りの場合、所得区分は雑所得（その他）となります。確定申告により他の所得とあわせて税額の調整が必要です（詳細は14ページを参照してください）。

Q5 源泉徴収されていますが、確定申告の必要はありますか？

- A** 必要です。最終的な税額は確定申告によって決まりますので必ず確定申告を行なってください（詳細は14ページを参照してください）。

Q6 すでに年金を受け取っているのに「生命保険料控除証明書」が届きました。なぜですか？

- A** 年金開始の年に保険料のお払込みがある場合は、「生命保険料控除証明書」が発行されます。年末調整または確定申告の際にご使用ください。

Q7 確定申告の際に使用する「年金支払証明書」はいつ送られてくるのですか？

- A** 1月上旬から中旬にかけて順次発送します。1月中にお手もとに届かない場合、または紛失された場合は当社コミュニケーションセンターまでお電話ください（年金支払証明書を再発行する場合には2週間程度のお時間をいただきます）。

Q8 年金を一時金に変更して受け取りました。「年金支払いのお知らせ」の記載金額について、支払金額と既払込保険料との差額が一時所得になるのですか？

- A** 確定年金の場合は一時所得、保証期間内終身年金の場合は雑所得となります（詳細は13ページを参照してください）。

Q9 去年は源泉徴収されていないのに、今年はされているのはなぜですか？

- A** 1月1日から12月31日までにお受取りになった年金額に対する課税対象額が、25万円以上となる場合に源泉徴収を行ないます。年金のお支払いが始まり、当年中に終了する場合や受取額の変わる年などは、源泉徴収の扱いが変わる場合があります（詳細は14ページを参照してください）。

Q10 準確定申告*のための書類が欲しいのですが、どうすればよいですか？

- A** 「年金受給者死亡時給付金請求書」等を提出いただき、手続完了後、申告書類を発送します。

*納税者が年の途中でお亡くなりになった場合の確定申告のことです。

11 各地の国税局

（代表番号を記載しております。）

税金に関する詳しい内容は、受取人様の住所地等の所轄税務署にお問い合わせください。国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）にて、受取人様の住所地等の所轄税務署をご確認いただけます。ご参考までに各地の国税局の連絡先を以下に記載します。

●札幌	☎ 011(231)5011	●大阪	☎ 06(6941)5331
●仙台	☎ 022(263)1111	●広島	☎ 082(221)9211
●関東信越	☎ 048(600)3111	●高松	☎ 087(831)3111
●東京	☎ 03(3542)2111	●福岡	☎ 092(411)0031
●金沢	☎ 076(231)2131	●熊本	☎ 096(354)6171
●名古屋	☎ 052(951)3511	●沖縄（事）	☎ 098(867)3601

12 個人情報のお取扱いについて

1. 個人番号（マイナンバー）を除く個人情報の取扱いについて

当社が取得しましたお客さま情報は、以下の目的で利用いたします。

(利用目的) ○保険契約のご継続・維持管理

○一時金・年金等のお支払い

○その他保険に関連・付随する業務

また、契約者および他の生命保険会社（共同取扱会社）に上記目的の範囲内で提供することがあります。

※なお、当社におけるお客さまに関する情報のお取扱いについては、

ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご覧ください。

2. 特定個人情報のお取扱い

個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報（特定個人情報）を提供いただく場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により定められた方法にて収集します。

13

書類送付先住所（送付シート）

＜ご提出先＞

〒171-0033

東京都豊島区高田三丁目35-1

明治安田生命保険相互会社

退職事務サポートグループ(年金担当) 行

コピーまたは切り取ってご使用ください

〒171-0033

東京都豊島区高田三丁目35-1

明治安田生命保険相互会社

退職事務サポートグループ(年金担当) 行

年金受給に関する諸変更届

《個人情報のお取扱い(拠出型企業年金保険)》

- 個人番号（マイナンバー）を除く個人情報のお取扱い
当社が取得しましたお客様情報は、以下の目的で利用いたします。
(利用目的) ○保険契約のご継続・維持管理 ○一時金・年金等のお支払い ○その他保険に関連・付随する業務
また、契約者および他の生命保険会社（共同取扱会社）に上記目的の範囲内で提供することができます。
- 特定個人情報のお取扱い
個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報（特定個人情報）を提供いただく場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により定められた方法にて収集します。
※なお、当社におけるお客様に関する情報のお取扱いについては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご覧ください。

・本帳票および添付書類に記載の者は、「個人情報のお取扱い 1. 個人番号（マイナンバー）を除く個人情報のお取扱い」の内容を承知し同意します。

年金受給者 氏名	改姓・改名の場合は新氏名を記入してください フリガナ (ご署名)		届出日	年 月 日	
			生年月日	大・昭 平・令	年 月 日
年金証書番号	・02または03から始まる10ケタの番号です ・複数の拠出型企業年金をお受取りの場合は、それぞれの番号を記入してください				
	①	②	③		
年金受給者 現住所	〒	—	フリガナ		
	都道府県				
電話番号	()				
後見人が いる場合	・後見人が手続きを行なう場合、別紙に記載の問い合わせ先フリーダイヤルにご連絡ください				
	後見人 (氏名・押印)	フリガナ	印	後見監督人 (氏名・押印)	フリガナ 印
	〒	—	フリガナ		
	都道府県				
	電話番号	()			

下記のとおり変更がありましたので通知いたします

変更する内容の □にレ点を ご記入ください	<input type="checkbox"/> 住所変更	上記「現住所」欄に記載のとおり住所を変更します								
	<input type="checkbox"/> 改姓・改名	新氏名 フリガナ				旧氏名 フリガナ				
	<input type="checkbox"/> 送金先 改姓、改名の場合は 必ず送金先を記入 してください	金融機関名 フリガナ	銀 行 信 金 信 納 労 金 農 協	本支店名 フリガナ	本 支 店 出 張 所					
		金融機関・本支店コード不明の場合は記入不要				預金種目 普通(総合)	口座 番号	★右詰めで記入してください		
		金融機関 コード	本支店 コード							
		口座名義人	・受取口座は、年金受取人ご本人以外の口座は指定できません ・改姓・改名された場合は、次回送金より上記の新氏名に口座名義人を変更します							
		※ゆうちょ銀行をご指定になる場合は通帳にて 振込用の「金融機関名」「金融機関コード」「店名」「支店コード」「口座番号」をご確認のうえご記入ください (例)金融機関名:ゆうちょ銀行 本支店名:支店名は漢数字三ケタとなります ※「定額貯金」「財形」「貯蓄預金」口座はご指定いただけません								
		<input type="checkbox"/> 年金証書 再発行	年金証書を紛失したので届け出ます なお、後日当該年金証書を発見してもその内容は無効であることを認め廃棄します				(ご署名)			
		<input type="checkbox"/> その他								

会社使用欄	受付日	処理日	備考	検印	係印
-------	-----	-----	----	----	----

年金一括払給付金請求書

《個人情報のお取扱い（拠出型企業年金保険）》

- 個人番号（マイナンバー）を除く個人情報のお取扱い
当社が取得しましたお客様情報は、以下の目的で利用いたします。
(利用目的) ○保険契約のご継続・維持管理 ○一時金・年金等のお支払い ○その他保険に関連・付随する業務
また、契約者および他の生命保険会社（共同取扱会社）に上記目的の範囲内で提供することがあります。
 - 特定個人情報のお取扱い
個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報（特定個人情報）を提供いただく場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により定められた方法にて収集します。
※なお、当社におけるお客様に関する情報のお取扱いについては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご覧ください。
- ・本帳票および添付書類に記載の者は、「個人情報のお取扱い 1. 個人番号（マイナンバー）を除く個人情報のお取扱い」の内容を承知し同意します。

年金支払残余期間分の一括払（一時金）を請求します

部分は必ずご記入ください

年金受給者 氏名	フリガナ (ご署名)		請求日	年 月 日
			生年月日	大・昭 平・令
年金証書番号	・02または03から始まる10ケタの番号です ・複数の拠出型企業年金をお受取りの場合は、それぞれの番号を記入してください			
	①		②	
年金受給者 現住所	〒 — フリガナ 			
	電話番号	()		
後見人が いる場合	・後見人が手続きを行なう場合、別紙に記載の問い合わせ先フリーダイヤルにご連絡ください			
	後見人 (氏名・押印)	フリガナ	印	後見監督人 (氏名・押印)
送金先（いざれかの□にレ点をご記入ください）	<input type="checkbox"/> 現在の年金受取口座を指定する <input type="checkbox"/> 下記の口座を指定する（受取口座を記入してください）			

金融機関名	フリガナ		銀 行 信 金 信 組 労 金 農 協	本支店名	フリガナ		本 店 支 店 出 張 所
			預金種目 普通(総合)				★右詰めで記入してください
金融機関 コード		本支店 コード		口座番号			
口座名義人	・受取口座は、年金受取人ご本人以外の口座は指定できません						
※ゆうちょ銀行をご指定になる場合は通帳にて 振込用の「金融機関名」「金融機関コード」「店名」「支店コード」「口座番号」をご確認のうえご記入ください (例) 金融機関名: ゆうちょ銀行 本支店名: 支店名は漢数字三ヶタとなります ※「定額貯金」「財形」「貯蓄預金」口座はご指定いただけません							

年金証書紛失届	年金証書を紛失したので届け出ます なお、後日当該年金証書を発見してもその内容は無効であることを認め廃棄します				(ご署名)	
---------	---	--	--	--	-------	--

会社使用欄	受付日	処理日	備考	検印		係印	
-------	-----	-----	----	----	--	----	--

年金証書は必ずご提出ください
紛失の場合はこちらに署名願います

年金受給者死亡時給付金請求書

※個人情報のお取扱い(拠出型企業年金保険)※

1. 個人番号(マイナンバー)を除く個人情報のお取扱い

当社が取得しましたお客様情報は、以下の目的で利用いたします。
(利用目的)
・保険契約のご継続・維持管理
・一時金・年金等のお支払い
・その他保険に関連・付随する業務
また、契約者および他の生命保険会社(共同取扱会社)に上記目的の範囲内で提供することがあります。

2. 特定個人情報のお取扱い

個人番号(マイナンバー)をその内容に含む個人情報(特定個人情報)を提供いただく場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により定められた方法にて収集します。

※なお、当社におけるお客様に関する情報のお取扱いについては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

太枠内のすべての項目をご記入ください

キリトリ

●本帳票ならびに添付書類に記載の者は、「個人情報のお取扱い 1. 個人番号(マイナンバー)を除く個人情報のお取扱い」の内容を承知し同意します。

証書番号	①	記入日	年 月 日
・02または03から始まる10ケタの番号です	②	旧年金受給者	氏名
・複数の拠出型企業年金をお受取りの場合は、それぞれの番号を記入してください	③	生年月日	大・昭 平・令 年 月 日
	④	死亡日	平・令 年 月 日

年金受給者が死亡しましたので、年金支払残余期間分を次の受取方法にて請求します	受取方法	① 年金受取を請求します ② いずれかを〇で囲んでください
		② 一括受取を請求します

受取人氏名	フリガナ (ご署名)	旧年金受給者との続柄
		生年月日 大・昭 平・令 年 月 日
受取人住所	〒 - フリガナ 都道府県	
	電話番号 ()	

後見人がいる場合	後見人が手続きを行なう場合、問い合わせ先フリーダイヤルにご連絡ください				
	後見人 (氏名・押印)	フリガナ	印	後見監督人 (氏名・押印)	フリガナ 印
	〒 - フリガナ 都道府県				
電話番号	()				

送金先	金融機関名	フリガナ	銀行 信金 信組 労金 農協	本支店名	フリガナ	本店 支店 出張所
	▼ 金融機関・本支店コード不明の場合は記入不要		預金種目	口座番号	★右詰めで記入してください	
	金融機関 コード	本支店 コード	普通(総合)			
	口座名義人	受取人のご本人口座を カタカナでご記入ください				
※ゆうちょ銀行をご指定になる場合は通帳にて 振込用の「金融機関名」「金融機関コード」「店名」「支店コード」「口座番号」をご確認のうえご記入ください (例)金融機関名: ゆうちょ銀行 本支店名: 支店名は漢数字三ヶとなります ※「定額貯金」「財形」「貯蓄預金」口座はご指定いただけません						

年金証書紛失届	年金証書を紛失したので届け出ます なお、後日当該年金証書を発見してもその内容は無効であることを認め廃棄します	(ご署名)
---------	---	-------

会社使用欄	受付日	処理日	マイNo.申告書	マイNo.確認書類	備考	検印	係印	
お問い合わせ番号	保存 10年後要裁断 部 79576 24.12改							

年金証書紛失の場合はこちらに署名願います

SI

明治安田生命保険相互会社 退職事務サポートグループ行

記入日

年 月 日

個人番号(マイナンバー)申告書

明治安田生命保険相互会社(以下、保険会社)が保険取引に関する支払調書作成事務に利用するために、添付書類に記載されているとおり、個人番号(マイナンバー)(以下、マイナンバーとする)を申告いたします。

なお、マイナンバーに変更があった場合は、改めて変更後のマイナンバーを保険会社にご申告ください。

1 年金証書番号・年金受給者氏名をご記入ください

証書番号				証書番号			
証書番号				証書番号			
年金受給者氏名 カタカナでご記入ください	セイ	メイ					

2 ご請求事由の■に✓点をご記入ください

- こちらから切り取つてお送りください
- マイナンバーの新規登録・変更もしくは年金一括払 ➡ 以下 3 をご記入 4 をご提出ください
- 年金受給者死亡時 ➡ 以下 3 5 をご記入 4 をご提出ください

3 受取人(ご請求者)の氏名・生年月日・住所をご記入ください

氏名 (自署)	フリガナ		生年月日	大正	□	年	□	月	□	日
住 所	〒	一		昭和	□	年	□	月	□	日
				平成	□	年	□	月	□	日

4 受取人(ご請求者)のマイナンバー確認書類と本人確認書類を提出してください

- マイナンバー確認書類：マイナンバーカード(裏面)、通知カード、マイナンバー記載住民票の写しのいずれかのコピー
- 本人確認書類：マイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート等のコピー

5 ご遺族が年金・一時金を受け取る場合は以下もご記入ください

お亡くなりになった年金受給者様のマイナンバーがお分かりになる場合はご記入ください
なお、お亡くなりになった年金受給者様のマイナンバー確認書類のご提出は不要です

【お亡くなりになった年金受給者様のマイナンバー】

個人番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

《個人情報のお取扱い(拠出型企業年金保険)》

1.個人番号(マイナンバー)を除く個人情報のお取扱い

当社が取得しましたお客様情報は、以下の目的で利用いたします。
(利用目的)
・保険契約のご継続・維持管理
・一時金・年金等のお支払い
・その他保険に関連・付随する業務
また、契約者および他の生命保険会社(共同取扱会社)に上記目的の範囲内で提供することがあります。

2.特定個人情報のお取扱い

個人番号(マイナンバー)をその内容に含む個人情報(特定個人情報)を提供いただく場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により定められた方法にて収集します。
※なお、当社におけるお客様に関する情報のお取扱いについては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

【会社使用欄】

遺族受取	添付書類

Y	06
	年金払

当社受付日	法人事務オペ部受付日

保存 1年後要裁断 部 79725 24.12改

マイナンバー確認書類・本人確認書類貼付欄

- マイナンバーが記載されているマイナンバーカード(裏面)等および本人確認書類のコピーをご用意いただき、下記の貼付位置にのりで貼り付けてください。
 - マイナンバーが記載された住民票(写)をお送りいただく場合は、そのままお送りください。

●マイナンバーカード(裏面)のコピー等

4

● 本人確認書類のコピー



カードをコピーしたものをお送りいただく場合は、
切り取ってのりで貼り付けてください

※カード現物を貼り付けないようにご注意ください



「第二連絡先」登録・変更届出書

明治安田生命保険相互会社 あて

以下の契約につきまして、登録に必要なB欄の①②に「同意」があることを確認のうえ、「第二連絡先」の届出をします。

年金受給者名	様
商 品 名	
団 体 名	
団 体 番 号 被保険者番号	

年金証書番号	25								34
年金証書番号	58								67
年金証書番号	91								100
年金証書番号	124								133

他の拠出型企業年金保険について、「第二連絡先」の登録・変更等を同時に行なう場合は、上記に年金証書番号の記載をお願いします。

●A～Fの欄を順にご記入ください

A 記入日 西暦

 年

 月

 日

必ずチェックをお願いします

B 確認しました ①当社がご契約内容を「第二連絡先」の方にお伝えすることへの年金受給者さまの同意
②年金受給者さまが「第二連絡先」の方の個人情報を当社にご提供することの「第二連絡先」の方の同意

C 手続内容を1つチェック(☑)してください。以下、D～Fのすべての欄にご記入ください
207 1. 新規登録 2. 別人への変更 3. 改姓、住所等「第二連絡先」情報の変更 4. 「第二連絡先」の削除

「第二連絡先」として登録する方の情報をD～Fの欄にご記入ください。

D フリガナ 208

228 氏名

E 年金受給者からみた続柄を1つチェック(☑)してください。(「9.その他」に該当する場合は、()にご関係をご記入ください)
258 1. 配偶者 2. 子ども 3. 父母(親) 5. 兄弟姉妹 7. 孫 9. その他()

F 生年月日 412

 年 417

 月 419

 日 性別 1. 男性 5. 女性
住 所 267

 -

都道府県 市区郡(郡町村)
町名 丁目・番地 アパート・マンション名

市外局番から左詰めでハイフン(ー)も含めてご記入ください。

固定電話	374												388
携帯電話	389												403

※個人情報の取扱いについては『「第二連絡先」登録のご案内』(別紙)をご確認ください。

＜お問い合わせ先＞

明治安田 コミュニケーションセンター 0120-555-282

(土・日・祝日、年末年始を除く 9:00 ~ 17:00)

お電話をいただく前に年金の証書番号をご準備ください。

年金の証書番号がわからない場合は、団体番号、被保険者番号をご準備ください。

耳や言葉がご不自由なお客さまは、FAX によるお問い合わせも承っております。FAX 番号 (0120-161-626) に、年金の証書番号、お名前、ご連絡先、お問い合わせ内容等を明記のうえお送りください。

(土・日・祝日、年末年始は翌営業日以降の対応となります)